

条例・規則・告示等 (平成28年6月30日)

(ページ No.)

北九州市環境基本条例	1～5
北九州市環境審議会規則	6
北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	7～15
北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	16～24
平成28年度一般廃棄物処理実施計画	25～63
北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準	64～67
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物	68～69
粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料	70～74
北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例	75～77
北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則	78～80
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	81～86
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	87～89
北九州市公害防止条例	90～96
北九州市公害防止条例施行規則	97～110
北九州市環境影響評価条例	111～124
北九州市環境影響評価条例施行規則	125～145
北九州市環境影響評価審査会規則	146
北九州市環境保全基金条例	147
北九州市環境保全基金条例施行規則	148
北九州市環境科学研究所手数料条例	149
北九州市環境科学研究所手数料条例施行規則	150～153
北九州市エコタウンセンター条例	154～156
北九州市エコタウンセンター条例施行規則	157～158
北九州市響灘ビオトープ条例	159～163
北九州市響灘ビオトープ条例施行規則	164～166
北九州市環境ミュージアム条例	167～170
北九州市環境ミュージアム条例施行規則	171～173
北九州市公害健康被害認定審査会条例	174～175
北九州市公害健康被害補償診療報酬審査会規則	176～177

北九州市環境基本条例

平成 12 年 12 月 13 日

条例第 71 号

目次

第 1 章	総則(第 1 条—第 7 条)
第 2 章	環境の保全の総合的推進のための施策
第 1 節	環境基本計画(第 8 条・第 9 条)
第 2 節	基本施策(第 10 条—第 12 条)
第 3 章	環境の保全の個別分野における施策
第 1 節	環境への負荷の低減のための施策(第 13 条—第 19 条)
第 2 節	地球環境保全のための施策(第 20 条・第 21 条)
第 4 章	市民及び事業者の環境保全活動の促進(第 22 条—第 26 条)
第 5 章	施策の推進体制の整備等(第 27 条・第 28 条)
第 6 章	北九州市環境審議会(第 29 条)
	付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ。)に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他の環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力かつ連携して取り組むこと。

(市の役割)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策を策定し、実施するに当たっては、自ら率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の役割)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策を明らかにした報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民に公表しなければならない。

第2章 環境の保全の総合的推進のための施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進捗状況を検査するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

7 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(具体的な施策との整合性)

第9条 市は、具体的な施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

第2節 基本施策

(施策の策定及び実施における環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に際し、環境の保全について配慮しなければならない。

2 市は、前項の規定により環境の保全について配慮するときは、環境への影響について最新の科学的知見に基づき適正に調査、予測又は評価を行うように努めなければならない。

(調査研究の振興)

第11条 市は、環境の保全に資する調査研究の振興を図るため、調査研究体制の整備、研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、国、他の地方公共団体、海外の地域並びに研究機関、事業者及び市民と積極的に連携を図るものとする。

(環境保全協定の締結)

第12条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するためその他この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者と環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する協定を締結することができる。

第3章 環境の保全の個別分野における施策

第1節 環境への負荷の低減のための施策

(廃棄物等の排出抑制等の促進)

第13条 市は、市民及び事業者による廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理に努めなければならない。

(資源及びエネルギーの効率的な利用の促進)

第14条 市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの効率的な利用並びに太陽熱、太陽光、風力その他の環境への負荷の少ないエネルギー(以下「自然エネルギー」という。)の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、資源及びエネルギーの効率的な利用並びに自然エネルギーの利用に努めなければならない。

3 市は、資源及びエネルギーの効率的な利用に資するため、耐久性、断熱性等に優れ、かつ、環境に配慮した建築物を普及させるように努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境産業の振興)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発、役務の提供等を行う産業の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(自動車公害対策の推進)

第17条 市は、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の運行に起因する大気汚染、騒音及び振動(以下「自動車公害」という。)の防止を図るため、関係機関との連携及び協力を図る体制を整備し、自動車公害

の防止に関する施策を総合的に実施するとともに、事業者及び市民による自動車公害の防止に関する自主的な行動を促進するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及び市民は、効率的な自動車の使用、環境への負荷の少ない自動車の購入等により、事業活動及び日常生活において自動車公害の防止に努めるとともに、市及び関係機関の行う自動車公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(化学物質対策)

第18条 市は、化学物質による環境への影響の未然の防止を図るとともに、化学物質による環境への負荷を低減させるため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 化学物質による環境への影響に関する情報収集及び調査研究
- (2) 化学物質による環境への影響に関する市民の理解を促進させるための措置
- (3) 事業者が行う化学物質の適正な管理及びその排出の抑制を促進するための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動により蓄積された有害な化学物質の適正な管理又はその除去を促進するための措置

(自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進)

第19条 市は、多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるとともに、動植物の生育環境等に配慮し、生物の多様性の確保に努めなければならない。

2 市は、市民が自然とふれあうことのできる場の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講じなければならない。

第2節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための施策の推進)

第20条 市は、地球温暖化対策その他の地球環境保全に貢献するための施策を積極的に推進しなければならない。

(環境国際協力の推進)

第21条 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力を積極的に推進するため、環境の保全に関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力の実施に当たり、市民及び事業者がこれまで蓄積した公害の克服その他の環境の保全に関する知識、経験、技術等を積極的に活用できるように必要な措置を講じなければならない。

第4章 市民及び事業者の環境保全活動の促進

(市民参加)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者の参加の機会を確保するに当たり、性別、職業等の違いにより参加の機会の平等が損なわれることのないように努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者がこれらの情報を共有し、その適切な利用を図ることができるように必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、自ら有する環境の保全に関する情報を積極的に公開するように努めなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第24条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深め、学校、家庭、地域、職場等において、

地域及び対象者に応じた内容及び方法による環境の保全に関する教育及び学習が推進されるように、環境の保全に関する必要な情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第 25 条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(事業活動に伴う環境への負荷の低減のための取組の促進)

第 26 条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者による環境管理に関する制度の導入等の取組が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 施策の推進体制の整備等

(施策の推進体制の整備)

第 27 条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国及び地方公共団体との協力)

第 28 条 市は、市の区域における環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

第 6 章 北九州市環境審議会

第 29 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、北九州市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(北九州市環境審議会条例の廃止)

2 北九州市環境審議会条例(平成 6 年北九州市条例第 27 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(北九州市環境審議会委員の経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第 3 条第 3 項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第 29 条第 5 項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、同日における従前の北九州市環境審議会の委員又は特別委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

北九州市環境審議会規則

平成 12 年 12 月 28 日

規則第 109 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市環境基本条例(平成 12 年北九州市条例第 71 号)第 29 条第 8 項の規定に基づき、北九州市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 3 条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第 3 項の規定は、部会長に準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前 2 項の規定は、部会に準用する。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(北九州市環境審議会条例施行規則の廃止)

2 北九州市環境審議会条例施行規則(平成 6 年北九州市規則第 42 号)は、廃止する。

(北九州市環境審議会の会長の経過措置)

3 この規則の施行の際現に従前の北九州市環境審議会の会長である者は、この規則の施行の日に、第 2 条第 1 項の規定により北九州市環境審議会の会長として定められたものとみなす。

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量(第6条—第10条)
- 第3章 廃棄物の適正処理
 - 第1節 一般廃棄物の処理(第11条—第20条)
 - 第2節 産業廃棄物の処理(第21条・第22条)
 - 第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の手続等(第22条の2—第22条の6)
- 第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務(第23条—第30条)
- 第5章 地域の清潔の保持等(第31条・第32条)
- 第6章 手数料等(第33条—第36条)
- 第7章 雑則(第37条—第39条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(平17条例73・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再使用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第5項に規定する再使用をいう。
- (2) 再生利用 循環型社会形成推進基本法第2条第6項に規定する再生利用をいう。
- (3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(平17条例73・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等によりその運営を能率的に行わなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第2章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量

(平17条例73・改称)

(市の減量義務)

第6条 市は、資源化物(市が行う廃棄物の収集において、再使用又は再生利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(平9条例48・平17条例73・一部改正)

(事業者の減量義務)

第7条 事業者は、再使用又は再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再使用又は再生利用を推進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物の発生抑制等)

第8条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用する等により、再使用又は再生利用に努めなければならない。

(平13条例13・平17条例73・一部改正)

(適正包装の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行う等により、その容器、包装材等の再使用又は再生利用を推進しなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又はその返却をするときは、その回収等に努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(市民の減量義務等)

第10条 市民は、再使用又は再生利用が可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収その他の再使用又は再生利用を推進するための自主的な活動を企画し、又は当該活動に参加し、若しくは協力する等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の選択に当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第11条 市長は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第12条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(平16条例32・一部改正)

(適正処理困難物の指定等)

第13条 市長は、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(計画遵守義務者)

第14条 土地又は建物の占有者(占有者がいないときは、管理者とする。以下この章及び第37条において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。

(排出禁止物)

第15条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物

(6) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼす物

(改善命令等)

第16条 市長は、占有者が前2条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第17条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第12条第3項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(改善命令等)

第18条 市長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の受入れの拒否)

第19条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項及び第22条において同じ。)は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(準用)

第20条 第12条第1項及び第14条から第16条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第2節 産業廃棄物の処理

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認める物とする。

2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平15条例36・一部改正)

(産業廃棄物の受入れの拒否)

第22条 事業者は、産業廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の手続等

(平10条例43・追加)

(対象施設の種類)

第22条の2 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)

第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平10条例43・追加)

(調査書等の縦覧)

第22条の3 市長は、調査書を作成したときは、規則で定めるところにより、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示し、告示の日から1月間、次に掲げる場所において公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 市長は、調査書を公衆の縦覧に供するときは、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を併せて公衆の縦覧に供するものとする。

(平10条例43・追加)

(意見書の提出)

第22条の4 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(平10条例43・追加)

(環境影響評価との関係)

第22条の5 対象施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(2) 北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(平10条例43・追加)

(他の市町村との協議)

第22条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「調査書等」という。)の写しを送付し、調査書等の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

(平10条例43・追加)

第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物の所有者等の減量義務等)

第23条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者又は大量に事業系廃棄物を排出する事業所で規則で定めるもの(以下「大量排出事業所」という。)の事業者は、再使用又は再生利用を推進する等により当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第24条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(計画書の提出)

第25条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。当該計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、変更した事項を市長に届け出なければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置)

第26条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物若しくは当該大量排出事業所又はこれらの敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

第27条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合においては、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(改善勧告)

第28条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者が第23条第1項、第24条及び第25条のいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第27条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該大量排出事業所の事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第29条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平8条例5・一部改正)

(受入れの拒否)

第30条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表の後において、なお、第28条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第5章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第31条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

(土地の管理)

第32条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合において、当該土地の周囲の住民の生活を著しく害していると認めるときは、当該土地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第6章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第33条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例24・一部改正)

(手数料の減免)

第34条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理費用)

第35条 市は、法第13条第2項の規定により、産業廃棄物の処分に関し、別表第2に定める処理費用を徴収する。

2 第33条第2項及び前条の規定は、前項の処理費用の徴収について準用する。

(平12条例24・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請手数料)

第36条 一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

第7章 雑則

(報告の徴収等)

第37条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例の廃止)

2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例(昭和43年北九州市条例第18号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によってした手続その他の行為は、この条例中これらに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 第33条から第35条まで、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

5 第36条及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成8年7月1日)

付 則(平成9年3月31日条例第13号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成9年12月12日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年10月2日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章第2節の次に1節を加える改正規定(第22条の5に係る部分に限る。)は、平成11年6月12日から施行する。

付 則(平成11年3月31日条例第16号)

この条例は、平成11年7月1日から施行する。

付 則(平成12年3月29日条例第24号)

この条例中第33条第1項の改正規定及び別表第3の改正規定は平成12年4月1日から、その他の改正規定は同年7月1日から施行する。ただし、第33条第1項の改正規定(「市長」を「市」に改める部分に限る。)、第35条第1項の改正規定、別表第1のごみ処理手数料の市長が指定する場所に自ら搬入する場合の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分に限る。)、同表の備考の改正規定及び別表第2の埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)の不燃性産業廃棄物の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分及び「、ゴムくず又は廃石綿」を「又はゴムくず」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年3月30日条例第13号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年6月19日条例第36号)

この条例は、平成15年7月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年10月10日条例第54号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年6月22日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

付 則(平成17年12月6日条例第73号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成18年9月27日条例第46号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成19年規則第2号で平成19年2月20日から施行)

付 則(平成20年3月25日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に埋立処分場に搬入される廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前に埋立処分場に搬入された廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

付 則(平成23年3月17日条例第7号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成23年7月6日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第33条関係)

(平9条例13・平9条例48・平11条例16・平12条例24・平15条例36・平16条例32・平17条例73・平18条例46・平20条例19・一部改正)

種別	取扱区分		単位	金額
ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	定期的に行うもの	市長が指定する大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	50円
		家庭ごみ	市長が指定する中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	33円

			市長が指定する小袋(容量が20リットル相当のもの)1袋につき	22円	
			市長が指定する特小袋(容量が10リットル相当のもの)1袋につき	11円	
		資源化物(市長が別に定めるものを除く。)	市長が指定する大袋(市長が別に定める資源化物の処理に用いるもので容量が45リットル相当のもの)1袋につき	20円	
			市長が指定する小袋(容量が25リットル相当のもの)1袋につき	12円	
	臨時的に行うもの	粗大ごみ	一般収集	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000円以内で市長が定める額	
			特別収集	一般収集におけるごみ処理手数料として市長が定める額に500円を加えた額	
		上記以外のもの	家庭廃棄物	100キログラム又はその端数ごとに	2,300円
			事業系一般廃棄物	100キログラム又はその端数ごとに	2,600円
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合	焼却施設又は破砕施設に搬入するとき		10キログラム又はその端数ごとに	100円
		埋立処分場に搬入するとき	がれき類	100キログラム又はその端数ごとに	450円
			上記以外のもの	100キログラム又はその端数ごとに	750円
し尿処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	人員によるもの		1月1人につき	350円
		くみ取り量によるもの(人員により難しい場合に限る。)		50リットルにつき	400円
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合		50リットルにつき		40円
犬、猫等動物の死体処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合		1個につき	1,000円	
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合		1個につき	400円	

備考

- 1 家庭ごみとは、市が定期的に収集する一般廃棄物のうち資源化物以外のものをいう。
- 2 一般収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、市の指定する場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいい、特別収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、高齢者、障害者その他の者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居か

ら粗大ごみを収集することをいう。

3 がれき類とは、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。別表第2において同じ。

別表第2(第35条関係)

(平9条例13・平10条例43・平12条例24・平16条例32・平20条例19・一部改正)

種別	取扱区分	単位	金額
焼却破碎処理費用(市長が指定する焼却施設又は破碎施設に自ら搬入する場合)	可燃性産業廃棄物	10キログラム又はその端数ごとに	100円
埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)	不燃性産業廃棄物	がれき類	100キログラム又はその端数ごとに
		燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、鋳さい、ばいじん又は政令第2条第13号に規定する廃棄物	100キログラム又はその端数ごとに
		廃プラスチック類又はゴムくず	100キログラム又はその端数ごとに

別表第3(第36条関係)

(平12条例24・平13条例13・平15条例54・平23条例7・平23条例18・一部改正)

種別	金額	
(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第2項の規定による更新を含む。)	1件につき 1万円	
(2) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第7項の規定による更新を含む。)	1件につき 1万円	
(3) 法第7条の2第1項の項定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき 1万円	
(4) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(5) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 12万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 10万円
(6) 法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定	1件につき 3万3,000円	
(7) 法第9条の2の4第2項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新	1件につき 2万円	
(8) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	1件につき 7万円	
(9) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	1件につき 7万円	
(10) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可	1件につき 8万1,000円	
(11) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき 7万3,000円	
(12) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可	1件につき 10万円	
(13) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新	1件につき 9万4,000円	
(14) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範	1件につき 7万1,000円	

圏の変更の許可		
(15) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分量の事業範囲の変更の許可		1件につき 9万2,000円
(16) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可		1件につき 8万1,000円
(17) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新		1件につき 7万4,000円
(18) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分量の許可		1件につき 10万円
(19) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分量の許可の更新		1件につき 9万5,000円
(20) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可		1件につき 7万2,000円
(21) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分量の事業範囲の変更の許可		1件につき 9万5,000円
(22) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 14万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 12万円
(23) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(24) 法第15条の3の3第1項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定		1件につき 3万3,000円
(25) 法第15条の3の3第2項の規定による熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新		1件につき 2万円
(26) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		1件につき 7万円
(27) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可		1件につき 7万円
(28) 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可		1件につき 1万円
(29) 第1号から第3号まで又は前号の許可を受けて交付された許可証の再交付		1件につき 1,000円
(30) 法又は浄化槽法に基づく施設及び運搬器材の検査等		1件につき 1,000円
(31) 前号の検査等を受けて交付された検査済証の再交付		1件につき 100円

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

平成6年3月29日
規則第13号

目次

第1章 総則(第1条)
第2章 一般廃棄物(第2条—第10条の2)
第3章 産業廃棄物(第11条・第12条)
第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務(第13条—第22条)
第5章 浄化槽(第23条—第26条)
第6章 手数料等(第27条・第28条)
第7章 雑則(第29条—第31条)
付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般廃棄物

(事業者が排出する多量の一般廃棄物の範囲)

第2条 廃掃法第6条の2第5項の多量の一般廃棄物とは、1日の平均排出量が50キログラム以上の一般廃棄物とする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第3条 条例第12条第3項の規則で定める一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条及び第4条の2各号に掲げる基準によるものとする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第4条 条例第19条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 市の区域内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 有害性のある物
- イ 特別管理一般廃棄物
- ウ 引火性のある物
- エ 液状の物
- オ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物
- カ 焼却施設にあっては、焼却に適さない物
- キ 埋立処分場にあつては、著しく悪臭又は刺激臭を発する物
- ク その他市の処理施設の管理運営に支障を及ぼすおそれのある物

(2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために

市長が別に定める基準に適合するものであること。

(平 16 規則 83・平 18 規則 71・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第 5 条 廃掃法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第 6 項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 収集、運搬又は処分の区別
- (4) 事務所及び事業場の所在地
- (5) 事業の区域
- (6) 事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (8) 事業開始年月日
- (9) 従業員の数
- (10) 処理料金

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業場及び事業の用に供する施設の設置場所の付近の見取図
- (2) 住民票の写し(法人にあっては、定款の謄本及び登記事項証明書)
- (3) 申請者が廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで及びチからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (4) 従業員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 前 2 項の規定は、廃掃法第 7 条第 2 項又は第 7 項の規定による許可の更新を受けようとする者について準用する。

(平 15 規則 95・平 17 規則 6・平成 20 規則 64・一部改正)

(変更の許可等)

第 6 条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、廃掃法第 7 条の 2 第 1 項の規定により前条第 1 項第 2 号に定める事項の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容及び理由並びに変更予定年月日
- (4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 従業員の数
- (7) 変更に係る処理料金

2 前条第 2 項の規定は、前項の申請書について準用する。

(平 12 規則 30・一部改正)

第 7 条 削除

(平 12 規則 30)

(許可の取消し等)

第 8 条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、廃掃法第 7 条の 3 の規定により、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 廃掃法若しくは廃掃法に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他

人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が廃掃法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(3) 廃掃法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、廃掃法第7条の4第1項の規定により、その許可を取り消さなければならない。

(1) 廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前項第1号に該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による処分に違反したとき。

3 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が第1項第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、廃掃法第7条の4第2項の規定により、その許可を取り消すことができる。

(平12規則30・平15規則95・一部改正)

(事業の運営状況の報告)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月の事業の運営状況について当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理状況等の報告)

第10条 一般廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の毎月の維持管理の状況について、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平12規則30・一部改正)

(生活環境影響調査の調査書の縦覧の告示)

第10条の2 条例第22条の3の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第22条の2に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)の名称

(2) 対象施設の設置の場所

(3) 対象施設の種類

(4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 対象施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 条例第22条の2に規定する生活環境影響調査を実施した項目

(7) 条例第22条の2に規定する調査書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

(8) 条例第22条の4第1項に規定する意見書の提出要領、提出先及び提出期限

(平10規則79・追加)

第3章 産業廃棄物

(産業廃棄物の受入基準)

第11条 条例第22条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第21条第2項の規定により告示された産業廃棄物であること。

(2) 産業廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第6条第1項に規定する産業廃棄物の収集、運搬及び処分に係る基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める基準に適合するものであること。

(平12規則30・平16規則83・平18規則71・一部改正)

(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請等)

第12条 廃掃法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6

項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者、廃掃法第 14 条の 4 第 1 項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第 6 項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下この条において「施行規則」という。)第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 10 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 10 条の 12 並びに第 10 条の 16 に規定する書類のほか、市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、廃掃法第 14 条の 2 第 1 項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第 10 条の 9 に規定する書類のほか、前項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、廃掃法第 14 条の 5 第 1 項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第 10 条の 22 に規定するもののほか、第 1 項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(平 15 規則 95・一部改正)

第 4 章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物)

第 13 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
- (2) 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項の一の建物であつて、その建物内の小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 2 条第 1 項に規定する特定建築物

(平 18 規則 71・一部改正)

(大量排出事業所)

第 14 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める大量に事業系廃棄物を排出する事業所(以下「大量排出事業所」という。)は、市の処理施設を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業所でその搬入量が年間 36 トン以上又は月平均 3 トン以上であるものとする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第 15 条 条例第 24 条の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物又は大量排出事業所(以下「事業用大規模建築物等」という。)ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1 の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する 2 以上の事業用大規模建築物等の所有者又は事業者が同じである場合で、1 人の廃棄物管理責任者が当該 2 以上の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第 24 条の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届により行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(再使用又は再生利用に関する計画書の作成及び提出)

第 16 条 条例第 25 条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の作成は、年度(4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。)ごとに行うものとする。

2 条例第 25 条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の提出は、別に定める様

式により、毎年5月31日までに行うものとする。

(平18規則71・一部改正)

(廃棄物保管場所の設置基準)

第17条 条例第26条及び第27条第1項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (3) 廃棄物が飛散し、流失し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないように必要な措置を講ずること。
- (4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- (5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等について必要な措置を講ずること。
- (6) 保管場所には、保管物の種類、保管方法及び保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(再使用等対象物保管場所の設置基準)

第18条 条例第26条及び条例第27条第2項の規則で定める再使用又は再生利用の対象となる廃棄物(以下「再使用等対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 再使用等対象物とその他の廃棄物の保管場所は明確に区分し、廃棄物から生ずる汚水等により再使用等対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再使用等対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (3) 再使用等対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (4) 再使用等対象物が飛散し、又は雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管場所には、再使用等対象物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(平18規則71・一部改正)

(廃棄物保管場所の設置届)

第19条 条例第27条第1項の規定による届出は、廃棄物保管場所設置届により、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による当該事業用大規模建築物の建築の確認の申請の前までにを行うものとする。

(改善勧告)

第20条 条例第28条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第21条 条例第29条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物等の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、勧告の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(受入れの拒否)

第22条 市長は、条例第30条の規定により市の施設への事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第5章 浄化槽

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第23条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第5号に定める市長が必要と認める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- (1) 従業員の数及び従業員名簿

(2) 浄化槽の清掃に係る料金

(3) 事業計画書

(平 12 規則 106・一部改正)

(工事完了等の届出)

第 24 条 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽の設置等の届出をした者は、当該届出に係る浄化槽の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。当該浄化槽を廃止したときも同様とする。

(浄化槽の水質検査)

第 25 条 処理対象人員が 500 人以下の浄化槽の浄化槽管理者は、処理対象人員が 101 人以上 500 人以下のものにあつては毎年 2 回以上、処理対象人員が 100 人以下のものにあつては毎年 1 回以上市長が別に定める検査項目についての放流水の水質検査を市長が指定する者から受け、その結果を検査を受けた日から 15 日以内に市長に報告するよう努めなければならない。

(平 12 規則 30・一部改正)

(許可の取消し等)

第 25 条の 2 市長は、浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 浄化槽法又は同法の規定に基づく処分に違反したとき。

(平 15 規則 95・追加)

(準用規定)

第 26 条 第 9 条の規定は浄化槽清掃業者に、第 10 条の規定は浄化槽管理者について準用する。この場合において、第 9 条中「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「廃掃法」とあるのは「浄化槽法」と、第 10 条第 1 項中「一般廃棄物処理施設の設置者」とあるのは「浄化槽管理者」と、「施設」とあるのは「浄化槽」と読み替えるものとする。

(平 12 規則 30・平 15 規則 95・一部改正)

第 6 章 手数料等

(手数料の徴収方法等)

第 27 条 条例第 33 条第 2 項の規則で定める一般廃棄物処理手数料の徴収方法等については、別表のとおりとする。

(処理の費用)

第 28 条 条例第 35 条第 1 項の産業廃棄物の処理に要する費用は、搬入の都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1 月ごとにまとめて徴収することができる。

第 7 章 雑則

(身分を示す証明書)

第 29 条 条例第 38 条第 2 項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(申請書等の様式)

第 30 条 廃掃法、浄化槽法、条例及びこの規則で必要とする申請書等の様式は、別に環境局長が定める。

(委任)

第 31 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則の廃止)

2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則(昭和60年北九州市規則第55号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によってした手続きその他の行為は、この規則中これらに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年6月26日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年10月2日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月29日規則第30号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条第2号の改正規定及び別表のごみ処理手数料の定期的に収集するごみ及び粗大ごみの処理に係るものの項備考の欄第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年12月22日規則第106号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成15年11月28日規則第95号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年10月27日規則第83号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成17年3月1日規則第6号)抄

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

付 則(平成18年6月30日規則第71号)抄

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年10月27日規則第64号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

別表(第 27 条関係)(平 10 規則 61・平 12 規則 30・平 18 規則 71・一部改正)

種別	期別	算定期間	納入期限	備考
ごみ処理 手数料	定期的に 収集する ごみ及び 粗大ごみ の処理に 係るもの	—	—	その都度 1 手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条に基づき収納を委託された者に納付するものとする。 2 定期的に収集するごみには、手数料納付の際交付を受けた市長が指定する袋を使用するものとする。 3 粗大ごみには、手数料納付の際交付を受けた市長が別に定める粗大ごみ処理手数料納付券を添付するものとする。 4 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
	上記以外 のもの	—	—	その都度 市長が指定する施設に自ら搬入する場合において、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。
し尿処理手数料	第1期	2月1日から3月31日まで	算定期間 の翌月 の末日	1 市長が指定する施設に自ら搬入する場合は、その都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。 2 し尿処理手数料のうち、人員により算定するものについては、期の途中でし尿収集を開始したとき若しくは停止したとき又は人員数に異動があったときは当該期の翌期から更正する。 3 し尿処理手数料を離島の自治会等に収納委託する場合は、市長が別に定める。
	第2期	4月1日から5月31日まで		
	第3期	6月1日から7月31日まで		
	第4期	8月1日から9月30日まで		
	第5期	10月1日から11月30日まで		
	第6期	12月1日から1月31日まで		
犬、猫等動物の死体 処理手数料	—	—	その都度	

別記様式(第 29 条関係)

(表 面)

		第 号
立 入 検 査 員 証		
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
年 月 日 生		
<p>上記の者は、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 38 条第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
有効期限	年 月 日 発行	
	年 月 日 まで	
		北九州市長 印

(日本工業規格 A7)

(裏 面)

<p>北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(抜粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 38 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

北九州市告示第 1 1 4 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 6 条第 1 項の規定により、平成 2 8 年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 5 年北九州市条例第 2 8 号）第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

平成 2 8 年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと性状が同等に取り扱い得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される一般廃棄物との区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される一般廃棄物
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木	事業活動に伴って排出される一般廃棄物であって、家庭ごみ及び粗大ごみと同等のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない量のもののうち、許可業

くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの
---------------------	---

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
許可業者処理ごみ	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるもの 家庭から排出される蛍光灯、一次電池、水銀体温計、及び水銀血圧計で、許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるもの 家庭及び事業所から排出される紙くず、木くず及び繊維くずで許可業者により再資源化されるもの 家庭から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるもの 一般廃棄物焼却施設から排出される焼却灰であって許可業者により再資源化されるもの 事業所から排出される食品廃棄物であって許可業者により再資源化されるもの
リサイクル法又は広域認定制度により資源化するもの	家庭から排出される使用済小型電子機器等（以下「小型家電」という。） 特定家庭用機器廃棄物 家庭から排出されるプラスチック製容器包装 家庭から排出されるパーソナルコンピューター、二輪自動車及びFRP船

注 使用済小型電子機器等とは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される小型の金属類（粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）
特定家庭用機器廃棄物	家庭から排出される、又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式並びに液晶式及びプラズマ式のもの（液晶式のものについては、電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）に限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機及び衣類乾燥機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区分	廃棄物の内容
資源化物	家庭から排出される蛍光管 家庭から排出されるプラスチック製容器包装

(2) し尿

区分	廃棄物の内容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区分	廃棄物の内容
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区分		計画処理量
ごみ	市収集ごみ	216,600 t
	自己搬入ごみ	162,000 t
	許可業者処理ごみ	18,000 t
	動物の死体	6,500 個
し尿	市収集し尿	8,000 k l
	自己搬入し尿	9,000 k l

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

北九州市循環型社会形成推進基本計画に基づき、ごみの減量・資源化と適正処理の取組みを行う。

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

指定袋による家庭ごみの収集を実施し、家庭ごみの排出量抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

指定袋による資源化物（市長が別に定めるものを除く。）の収集を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙が資源としてリサイクルされるよう、古紙回収奨励金制度、古紙回収用保管庫貸与制度、新聞販売店回収等により、地域の実情に応じて雑がみを含めた古紙回収を促進する。

また、事業所から排出される古紙については、民間の古紙リサイクル施設へ収集運搬されるように働きかけるほか、商店街等に古紙回収用保管庫を貸与するオフィス町内会等により古紙回収を促進する。

(エ) 古着リサイクルの促進

家庭から排出される古着のリサイクルを進めるため、回収奨励金制度等により、分別排出に取り組みやすい体制づくりを図る。また、回収した古着の一部をリユースする。

(オ) 生ごみ等食品廃棄物の3Rの促進

家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を推進するため、生ごみコンポスト化容器活用講座等の実施や、コンポストの用途拡大に取り組む。また、「食品ロス」の削減に向け、「残しま宣言」運動等による周知啓発や「使い切り・食べ切り・水切り運動」の普及等を通じて、生ごみの排出抑制を図る。さらに、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の改正状況を踏まえ、公共施設等の事業所から排出される食品廃棄物の減量及び資源化の促進を図る。

(カ) 小型家電リサイクルの促進

回収方法の拡充により、家庭から排出される小型家電のリサイクル促進を図る。

(キ) 適正包装等の促進

家庭から排出されるごみの減量化を推進するため、マイバッグの利用の促進を図る。

また、簡易包装の普及等を通じて、過剰包装の抑制を図る。

(ク) 事業系一般廃棄物の減量化及び資源化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、排出事業者に対し、ごみの減量化及び資源化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を促進する。

- a ごみ処理マニュアルの作成や事業所戸別訪問による、ごみ減量化・適正排出に向けた指導及び啓発
- b 市の処理施設における搬入ごみ検査の強化による、適正処理と減量・リサイクルの促進
- c 古紙、かん、びん、廃木材、被服等資源化物のリサイクルの促進
- d オフィス町内会の組織化の促進による古紙の減量化及び資源化の促進
- e 事業所から排出されるごみの組成調査
- f 市役所内から排出されるごみの減量化及び資源化の徹底
- g 事業者・市民・行政の連携による食品廃棄物の減量・資源化の促進

(ケ) ごみの減量・資源化及び適正処理に関する市民及び事業者に対する広報及び啓発活動の実施

- a 環境ミュージアムの活用
- b 「出前講演」の実施
- c ホームページの活用
- d 環境情報誌「ていたんプレス」の発行
- e 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
- f 市民リサイクル啓発用映像の活用
- g 「北九州市の環境」の発行
- h ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
- i 北九州市3R活動推進表彰の実施
- j 家庭ごみステーションにおける排出指導・啓発及び地域の取組み支援の実施
- k その他 市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再資源化の方法及び量

再資源化の方法	計画処理量
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す。	10,600 t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す。	7,200 t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを選別し、再資源化業者に引き渡す。	250 t
資源化物のうち、蛍光管を再資源化業者に引き渡す。	80 t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す。	130 t
資源化物のうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	6 t
粗大ごみのうち、小型家電を再資源化業者に引き渡す。	100 t
家庭から排出される古紙を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	25,300 t
家庭から排出されるせん定枝を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	170 t
家庭から排出される廃食用油を地域で回収し、再資源化業者に引き渡す。	5 t
家庭から排出される生ごみ等を家庭で堆肥化し利用する。	—
家庭から排出されるインクカートリッジを市役所及び区役所で回収し、再資源化業者に引き渡す。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9に基づく広域認定制度）	—
家庭から排出される古着を区役所等公共施設、北部九州・古着地域循環推進協議会に参加する事業者の店頭等で回収し、再資源化業者に引き渡す。	400 t
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す。	スラグ 16,200 t メタル 1,600 t

日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄を回収し、再資源化業者に引き渡す。	690 t
事業活動に伴って排出される古紙を事業者版の集団資源回収組織である「オフィス町内会」で回収し、再資源化業者に引き渡す。	320 t
事業活動に伴って排出される廃木材及びせん定枝をチップ化し、再資源化する。	13,400 t
事業活動に伴って排出される紙くずを再資源化する。	3,600 t
事業活動に伴って排出される食品廃棄物を再資源化する。	600 t

注 ペットボトル、トレイ（白色トレイに限る。）、プラスチック製容器包装及びびん（白びん及び茶びんを除く。）については、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡して再資源化する。

ウ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
新門司工場	市	紙パック及びトレイ	門司区新門司三丁目79番地	ストックヤード	
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	鉄	小倉北区西港町96番地の2	クロスベルト角型電磁式	6 t ／1時間
日明かんびん資源化センター	市	かん、びん及びペットボトル	小倉北区西港町96番地の2	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型電磁式	52.5 t ／5時間

				びん及びペットボ トルの手選別 直線ベルトコン ベア式	
		紙パック 及びトレ イ	小倉北区 西港町9 6番地の 2	ストックヤード	
本城か んびん 資源化 センタ ー	市	かん、び ん及びペ ットボト ル	八幡西区 洞北町7 番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プ ーリー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊 り下げ方式 びん及びペットボ トルの手選別 直線ベルトコン ベア式	63 t ／5時間
		紙パック 及びトレ イ	八幡西区 洞北町7 番10号	ストックヤード	
北九州 市プラ スチック 資源 化セン ター	市	プラスチ ック製容 器包装	小倉北区 西港町8 6番13 号	揺動式ふるい 直線ベルトコン ベア式	60 t ／12時間
木材開 発株式 会社の 施設	許可 業者	廃木材	若松区南 二島五丁 目3番2 号	ハンマー式	120 t ／8時間
ホクザ イ運輸 株式会	許可 業者	廃木材 せん定枝	小倉北区 西港町7 2番地の	ハンマー式	700 t ／8時間

社の施設			32、33、34、35及び42		
梅崎礦業株式会社の施設	許可業者	廃木材	門司区新門司三丁目67番16号	回転ナイフ式	18t ／8時間
株式会社金田商店の施設	許可業者	廃木材	門司区新門司三丁目67番61	一軸破碎機 (自走式) 二軸破碎機 (自走式)	93.1t ／5時間
株式会社守恒造園建設の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉南区大字堀越483番地の1及び510番地の1	回転ナイフ式	4t／8時間
株式会社野原商会の施設	許可業者	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司三丁目25番	二軸破碎機 一軸破碎機 圧縮梱包機	42.2t ／5時間
株式会社野原商会の施設	許可業者	木くず 紙くず 繊維くず	門司区新門司三丁目52番	二軸式破碎機 圧縮梱包機	114.7t ／5時間
株式会社坪井商店の施設	許可業者	紙くず	小倉北区高浜二丁目121番6	油圧プレス式	100t ／8時間
北九資源株式会社の施設	許可業者	紙くず	小倉北区青葉一丁目2番7号	油圧プレス式	60t ／5時間

株式会社ジェイ・リライツの施設	許可業者	蛍光管 一次電池 水銀体温計 水銀血圧計	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸せん断破砕機 乾式スクルー型破砕機 ハンマー式	23.9 t ／12時間
九州メタル株式会社の施設	許可業者	特定家庭用機器廃棄物（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。） 使用済FRP船 使用済パーソナルコンピューター 使用済自動二輪車 小型家電	小倉北区西港町62番4	破砕機 選別機 磁選機 ふるい機	200 t ／8時間
西日本家電リサイクル株式会社の施設	許可業者	特定家庭用機器廃棄物	若松区響町一丁目62番	破砕機 選別機 磁選機 減容機	281.6 t ／24時間
株式会社リサイクルテックの施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式油圧プレス式	36 t ／24時間

九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区 大字前田 2142 番地の1	パルパー	135 t ／24時間
株式会社西日本ペーパーリサイクルの施設	許可業者	紙	若松区響 町一丁目 62番地	横型ハンマー式 縦型せん断式 油圧プレス式	90.1 t ／5時間
株式会社丸清の施設	許可業者	紙	若松区南 二島四丁 目2番1 8号	油圧プレス式	102 t ／5時間
有限会社KARSの施設	許可業者	かん、び ん、ペッ トボトル 及び紙コ ップ	若松区響 町一丁目 62番地 の19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラ ム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方 式 びん、ペットボト ル及び紙コップの 手選別 直線ベルトコン ベア式	96 t ／24時間
西日本ペットボトルリサイクル株式会社の施設	許可業者	ペットボ トル	若松区響 町一丁目 62番	フレーク処理 ペレット処理	89.5 t／24時 間

株式会社イマナガの施設	許可業者	プラスチック製容器包装	門司区新門司三丁目41番	ペレット処理	14.4 t / 24時間
新日鐵住金株式会社の施設	許可業者	プラスチック製容器包装	八幡東区大字前田2145の2	破砕機 選別機 減容成形機	216 t / 24時間
三菱マテリアル株式会社の施設	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120 t / 24時間
日本磁力選鉱株式会社の施設	許可業者	小型家電	若松区響町一丁目79番地の4、5、6、7、8及び9	回転式破砕 磁力選別 ふるい選別	42.5 t / 5時間
山光金属株式会社の施設	許可業者	小型家電紙	若松区響町一丁目13番4	二軸破砕機 シュレッダー 分級選別	69.9 t / 5時間

エ リサイクルの推進、地域全体のゼロ・エミッションの実現及び循環型社会構築に資するために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条に基づき、本市が承諾した場合に広域的な受入れ処理を行うことができる再資源化施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
日明かんばん資源化	市	ペットボトル	小倉北区西港町9番地の	ペットボトルの手選別 直線ベルトコン	52.5 t / 5時間

センター			2	ベア式	
本城かんびん資源化センター	市	ペットボトル	八幡西区 洞北町7 番10号	ペットボトルの手 選別 直線ベルトコン ベア式	63 t ／5時間
北九州市プラスチック資源化センター	市	プラスチック製容器包装	小倉北区 西港町8 6番13 号	揺動式ふるい 直線ベルトコン ベア式	60 t ／12時間
木材開発株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南 二島五丁 目3番2 号	ハンマー式	120 t ／8時間
ホクザイ運輸株式会社の施設	許可業者	廃木材 せん定枝	小倉北区 西港町7 2番地の 32、3 3、34 、35及 び42	ハンマー式	700 t ／8時間
株式会社ジェイ・リライツの施設	許可業者	蛍光管 一次電池 水銀体温 計 水銀血圧 計	若松区響 町一丁目 62番地 の17	湿式二軸せん断破 砕機 乾式スクルー型 破砕機 ハンマー式	23.9 t ／12時 間

株式会社リサイクルテックの施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の13及び14	縦型一軸せん断式油圧プレス式	36t / 24時間
有限会社KARRSの施設	許可業者	かん、びん、ペットボトル及び紙コップ	若松区響町一丁目62番地19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	96t / 24時間
九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区大字前田2142番地の1	パルパー	135t / 24時間
三菱マテリアル株式会社の施設	許可業者	焼却灰	八幡西区洞南町1番1号	水洗設備 ロータリーキルン式焼成炉	120t / 24時間

(2) 持ち出し、収集運搬の方法等及び量

ア ごみ

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	持ち出し及び収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
家庭ごみ	市	市全域	週2回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出	188,800t	焼却

				<p>者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の家庭ごみステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。</p>		
資源化物 (かん及びびんに限る。)	市	市全域	週1回	<p>ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。</p> <p>※ふれあい収集にあっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午</p>	8,400t	選別処理の後再資源化

				前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。		
資源 化物 (ペ ット ボト ルに 限る 。)	市	市全域	週1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の資源化物ステーションに持ち出す。 ※ふれあい収集にあっては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。	2, 200 t	選別処理の後再資源化
資源 化物 (プ ラス チック製 容器 包装	市	市全域	週1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の資	7, 200 t	選別処理の後再資源化

に限る。)				源化物ステーションに持ち出す。 。 ※ふれあい収集にあつては、週1回戸別収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて所定の場所に持ち出す。		
資源化物 (紙パック及びトレイに限る。)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。 。	250 t	選別処理の後再資源化
資源化物 (小物金属に限る。 。)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。 。	130 t	再資源化
資源化物 (蛍光管	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボッ	80 t	再資源化

に限る。)				クスの投入する。 。		
資源 化物 (小 型家 電に 限る 。)	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。 排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。 。	6 t	再資源化
粗大 ごみ (特 定家 庭用 機器 廃棄 物を 除く 。)	市	市全域	月1回(ただし、引越ごみについては必要に応じてその都度、馬島及び藍島については年6回)	戸別収集方式(馬島及び藍島については、ステーション方式)により収集する。 (1) 一般収集にあつては、排出者は、一般収集の処理手数料に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入の上、粗大ごみに明確に分かるように貼付して、粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち	3, 500 t	(1) 焼却 (2) 破碎し、鉄類を回収した後焼却 (3) 小型家電の一部を選別し、再資源化

				出す。 (2) 特別収集 にあつては、 排出者は、特 別収集に見合 った額の「北 九州市粗大ご み処理手数料 納付券」に氏 名又は受付番 号を記入の上 、粗大ごみに 明確に分かる ように貼付し て、粗大ごみ 受付センター の指示に従っ て、市に引き 渡す。		
動物 の死 体	市、 排出 者及 び許 可業 者	市全域	必要 に応 じて その 都度	飛散流出しない 方法	6, 500個	焼却
その 他	市	市全域	必要 に応 じて その 都度	飛散流出しない 方法	6, 000 t	(1) 焼 却 (2) か ん、 びん 及び ペッ トボ トル

						を選別処理の後再資源化 (3) 破碎し鉄類を回収した後焼却 (4) 埋立て
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	162,000 t	(1) 焼却 (2) 破碎し、鉄類を回収した後焼却 (3) 埋立て

許可業者処理ごみ（別に定める処理区域で排出される可燃性のごみに限る。）	排出者及び許可業者	別に定める区域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	440 t	(1) 廃木材及びせん定枝については、チップ化により再資源化 (2) その他のものについては、焼却
許可業者処理ごみ（廃木材及びせん定枝に限る。）	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	13,400 t	再資源化

許可業者 処理ごみ (紙に限る。)	市、 排出者及 び許可業者	市全域	必要に応じて その都度	飛散流出しない 方法	3, 600 t	再資源化
許可業者 処理ごみ (食品廃棄物に限る。)	許可業者	市全域	必要に応じて その都度	飛散流出しない 方法	600 t	再資源化

注1 家庭ごみの持ち出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度 ポリエチレン	45 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（大） その他市長が指定する文字等	市
中袋	高密度 ポリエチレン	30 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（中） その他市長が指定する文字等	市
小袋	高密度 ポリエチレン	20 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（小） その他市長が指定する文字等	市
特小袋	高密度 ポリエチレン	10 L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（特小） その他市長が指定する文字等	市

注2 資源化物（市長が別に定めたものを除く。）の持ち出しに使用する

る市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・びん用	高密度ポリエチレン	25 L	無色半透明 北九州市かん・びん用指定袋その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用（大袋）	高密度ポリエチレン	45 L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋（大）その他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用（小袋）	高密度ポリエチレン	25 L	無色半透明北九州市ペットボトル用指定袋（小）その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用（大袋）	高密度ポリエチレン	45 L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（大）その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容器包装用（小袋）	高密度ポリエチレン	25 L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包装用指定袋（小）その他市長が指定する文字等	市

注3 家庭ごみ及び資源化物（かん、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装に限る。）の町ごとの収集曜日は、別表のとおりとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日まで）の収集日については、排出者に別途周知する。

注4 ふれあい収集の対象者

家庭から出るごみ及び資源化物を自ら又は親族、地域住民、ボランティア等の協力により、ステーションに持ち出すことが困難な者で、次の各号のいずれかで構成される世帯。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定による

要介護認定において、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第48号）第1条第1項に規定する要介護2以上に該当すると認められた者。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスの受給認定を受けている者。

注5 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターで受け付けた場所に持ち出された粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

注6 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

注7 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手（3人）により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

注8 収集運搬業については、現状の体制で市内で発生する一般廃棄物を収集運搬する能力が充足しているため、基本的に新規の許可は行わない。ただし、能力が不足する場合は、この限りではない。

注 9 許可業者処理ごみ（紙に限る。）において、市が収集する物

(1) 市立小学校及び市立中学校から排出される紙パック

(2) 市立幼稚園、市立小学校、市立中学校及び特別支援学校から排出される機密古紙

イ し尿・浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬及び処分方法及び量

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
市収集し尿	市	市全域	おおむね20日に1回	バキューム車による。	8,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理
自己搬入し尿	排出者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	9,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理
浄化槽汚泥	許可業者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	18,000k l	中継施設へ投入後、浄化センターへ圧送し、消化処理

注 浄化槽汚泥のうち馬島及び藍島から排出されるものについては、市及び許可業者が収集する。

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	浄化センターへの圧送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250k l / 日
皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500k l / 日

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

施設名	処理する者	処理区分	所在地	処理方式	処理能力
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	破碎	小倉北区西港町96番地の2	横型回転式及びせん断式	横型回転式 150t ／5時間 せん断式 50t ／5時間
新門司工場	市	焼却	門司区新門司三丁目79番地	シャフト炉式ガス化溶融炉	720t ／24時間
日明工場	市	焼却	小倉北区西港町96番地の2	連続燃焼式	600t ／24時間
皇后崎工場	市	焼却	八幡西区夕原町2番1号	連続燃焼式	810t ／24時間
株式会社新菱の施設	許可業者	焼却	八幡西区黒崎城石1番1号	ロータリーキルン方式	60t ／24時間
新門司工場	市	選別	門司区新門司三丁目79番地	ストックヤード	

日明か んびん 資源化 センタ ー	市	選別	小倉北 区西港 町96 番地の 2	アルミ缶 の選別 永久磁石回 転プーリー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型 電磁式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式	52.5 t ／5時間
				紙パック及びトレイの選別 ストックヤード	
本城か んびん 資源化 センタ ー	市	選別	八幡西 区洞北 町7番 10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プー リー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り 下げ方式 びん及びペットボト ルの手選別 直線ベルトコンベ ア式	63 t ／5時間
				紙パック及びトレイの選別 ストックヤード	
北九州 市プラ スチック資源 化セン ター	市	選別	小倉北 区西港 町86 番13 号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベ ア式	60 t ／12時間

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破碎

区分	処理する量
市収集ごみ	2,700 t
自己搬入ごみ	12,400 t
計	15,100 t

注 市収集ごみは、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市の粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区分	処理する量
市収集ごみ	204,000 t
自己搬入ごみ	159,000 t
計	363,000 t
許可業者処理ごみ	440 t
動物の死体	6,500 個

注 破碎後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

備考 上記以外に直方市、行橋市、みやこ町、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町及び遠賀町の可燃ごみを搬入する。

c 選別

区分	処理する量
市収集資源化物	18,050 t

備考 上記以外に直方市の資源化物（ペットボトル及びプラスチック製容器包装）を搬入する。

(イ) し尿

区分	処理する量
市収集し尿	8,000 k l
自己搬入し尿	9,000 k l
計	17,000 k l

注 全量を浄化センターで消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区響町三丁目地先
埋立面積	573,829 m ²
全体容量	7,150,000 m ³
埋立区域	2区画及び3区画
埋立方法	浮棧橋等による埋立て整地

(イ) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	3,100 t
自己搬入ごみ	2,300 t
焼却灰	44,000 t
計	49,400 t

別表 町ごとの収集曜日

区	町名	家庭ごみ	プラスチック 製容器包装
門司区	老松町、花月園、上本町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志四丁目、吉志五丁目、吉志六丁目、吉志七丁目、吉志新町一丁目、吉志新町二丁目、吉志新町三丁目、旧門司一丁目、旧門司二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、清滝五丁目、清見一丁目、清見二丁目、清見三丁目、清見四丁目、清見佐夜町（一部）、大字黒川（一部）、栄町、庄司町、谷町一丁目、谷町二丁目、長谷一丁目、長谷二丁目、鳴竹一丁目（一部）、西海岸一丁目、西海岸二丁目、西海岸三丁目、錦町、大字畑（一部）、畑田町、浜町、東本町一丁目、東本町二丁目、東港町、東門司一丁目、東門司二丁目、法師庵、本町、丸山一丁目、丸山二丁目（一部）、丸山三丁目、丸山四丁目、港町及び大字門司	月曜日及び木曜日	火曜日
	青葉台、泉ヶ丘、稲積一丁目、稲積二丁目、梅ノ木町、上藤松一丁目、上藤松二丁目、上藤松三丁目、上馬寄一丁目、上馬寄二丁目、上馬寄三丁目、黄金町、小松町、下二十町、下馬寄、社ノ木一丁目、社ノ木二丁目、新原町、大字大里（一部）、大里新町、大里戸ノ上一丁目、大里原町、大里東一丁目、大里東口、大里本町一丁目、大里本町二丁目、大里本町三丁目、大里桃山町、高田一丁目、高田二丁目、中町、西新町一丁目、西新町二丁目、原町別院、東新町一丁目、東新町二丁目、東馬寄、光町一丁目、光町二丁目、藤松一丁目、藤松二丁目、藤松三丁目、不老町一丁目、不老町二丁目、別院、松原一丁目、松原二丁目、松原三丁目、緑ヶ丘、桃山台、柳原町、柳町一丁目、柳町二丁目、柳町三丁目及び柳町四丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	大字伊川、大字今津、大久保一丁目、大久保二丁目、大久保三丁目、大字大積、奥田一丁目、奥田二丁目、奥田三丁目、奥田四丁目、奥田五丁目、風師一丁目、風師二丁目、風師三丁目、風師四丁目、春日町、片上海岸、片上町、上二十町、大字吉志（一部）、吉志一丁目（一部）、吉志二丁目、吉志三丁目、北川町、大字喜多久、清滝一丁目、清見佐夜町（一部）、葛葉一丁目、葛葉二丁目、葛葉三丁目、大字黒川（一部）、黒川西一丁目、黒川西二丁目、黒川西三丁目、黒川東一丁目、黒川東二丁目、小森江一丁目、小森江二丁目、小森江三丁目、大字猿喰、寺内一丁目、寺内二丁目、寺内三丁目、寺内四丁目、寺内五丁目、大字白野江、白野江一丁目、白野江二丁目、白野江三丁目、白野江四丁目、城山町、新開、新門司一丁目、新門司二丁目、		木曜日

	<p>新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、瀬戸町、大字大里（一部）、大里桜ヶ丘、大里戸ノ上二丁目、大里戸ノ上三丁目、大里戸ノ上四丁目、大里東二丁目、大里東三丁目、大里東四丁目、大里東五丁目、大里元町、高砂町、太刀浦海岸、大字田野浦、田野浦一丁目、田野浦二丁目、田野浦三丁目、田野浦海岸、大字恒見、恒見町、永黒一丁目、永黒二丁目、中二十町、鳴竹一丁目（一部）、鳴竹二丁目、大字畑（一部）、羽山一丁目、羽山二丁目、大字柄杓田、柄杓田町、広石一丁目、広石二丁目、二夕松町、松崎町、丸山二丁目（一部）、丸山吉野町、南本町、元清滝及び矢筈町</p>		
小倉北区	<p>青葉一丁目、青葉二丁目、足原一丁目、足原二丁目、愛宕一丁目、愛宕二丁目、泉台一丁目、泉台二丁目、泉台三丁目、泉台四丁目、板櫃町、鋳物師町、金田三丁目、上到津二丁目（一部）、木町二丁目、木町三丁目、清水一丁目、清水二丁目、清水三丁目、清水四丁目、清水五丁目、霧ヶ丘一丁目、霧ヶ丘二丁目、霧ヶ丘三丁目、金鷄町、熊本一丁目、熊本二丁目、熊本三丁目、熊本四丁目、黒原一丁目、黒原二丁目、黒原三丁目、黄金二丁目、菜園場一丁目、菜園場二丁目、皿山町、篠崎一丁目（一部）、下到津一丁目、下到津四丁目、下到津五丁目、白銀二丁目、新高田一丁目、新高田二丁目、高尾一丁目、竪林町、中井口（一部）、西港町（一部）、日明一丁目、日明二丁目、日明三丁目、日明四丁目、日明五丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎三丁目、東港一丁目、東港二丁目、平松町、弁天町、真鶴一丁目、真鶴二丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、及び緑ヶ丘三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>赤坂一丁目、赤坂二丁目、赤坂三丁目、赤坂四丁目、赤坂五丁目、大字足原、足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、大田町、大手町、大島一丁目、大島二丁目、大島三丁目、金田一丁目、金田二丁目、上富野一丁目、上富野二丁目、上富野三丁目、上富野四丁目、上富野五丁目、香春口一丁目、神岳一丁目、神岳二丁目、貴船町、木町一丁目、木町四丁目、黄金一丁目、小文字一丁目、小文字二丁目、山門町、下富野一丁目、下富野二丁目、下富野三丁目、下富野四丁目、下富野五丁目、寿山町、城内、昭和町、白銀一丁目、神幸町、末広一丁目、末広二丁目、須賀町、砂津一丁目、砂津二丁目、砂津三丁目、大門一丁目、大門二丁目、高浜一丁目、高浜二丁目、竪町一丁目、竪町二丁目、田町、常盤町、大字富野、富野台、中島一丁目、中島二丁目、長浜町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、原町一丁目、原町二丁目、妙見町、室町一丁目、室町二丁目、室町三丁目及び吉野町</p>		金曜日

	<p>浅野一丁目、浅野二丁目、浅野三丁目、朝日ヶ丘、井堀一丁目、井堀二丁目、井堀三丁目、井堀四丁目、井堀五丁目、魚町一丁目、魚町二丁目、魚町三丁目、魚町四丁目、宇佐町一丁目、宇佐町二丁目、江南町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、片野一丁目、片野二丁目、片野三丁目、片野四丁目、片野五丁目、上到津一丁目、上到津二丁目（一部）、上到津三丁目、上到津四丁目、香春口二丁目、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、京町四丁目、米町一丁目、米町二丁目、紺屋町、堺町一丁目、堺町二丁目、三郎丸三丁目、下到津二丁目、下到津三丁目、白萩町、親和町、船頭町、船場町、高見台、高峰町、中井一丁目、中井二丁目、中井三丁目、中井四丁目、中井五丁目、中井口（一部）、中井浜、中津口一丁目、中津口二丁目、西港町（一部）、萩崎町、馬借一丁目（一部）、馬借二丁目（一部）、馬借三丁目、古船場町、三萩野一丁目、三萩野二丁目、三萩野三丁目、都一丁目、都二丁目及び明和町</p>	<p>火曜日及び金曜日</p>	<p>月曜日</p>
	<p>今町一丁目、今町二丁目、今町三丁目、片野新町一丁目、片野新町二丁目、片野新町三丁目、熊谷一丁目、熊谷二丁目、熊谷三丁目、熊谷四丁目、熊谷五丁目、黒住町、三郎丸一丁目、三郎丸二丁目、重住三丁目、篠崎一丁目（一部）、篠崎二丁目、篠崎三丁目、篠崎四丁目、篠崎五丁目、城野団地、高尾二丁目、高坊一丁目、高坊二丁目、東篠崎一丁目（一部）、東篠崎二丁目、東城野町、南丘一丁目、南丘二丁目、南丘三丁目及び若富士町</p>		<p>木曜日</p>
<p>小倉南区</p>	<p>安部山、上葛原一丁目、上葛原二丁目、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田五丁目、上吉田六丁目、葛原一丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、葛原五丁目、葛原高松一丁目、葛原高松二丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、重住一丁目、重住二丁目、下城野一丁目、下城野二丁目、下城野三丁目（一部）、城野一丁目、城野二丁目、城野三丁目、城野四丁目、中吉田一丁目、中吉田二丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目（一部）、中吉田六丁目、西水町、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目、沼新町一丁目、沼新町二丁目、沼新町三丁目、沼本町一丁目、沼本町二丁目、沼本町三丁目、沼本町四丁目、沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町四丁目、沼緑町五丁目、八幡町、春ヶ丘（一部）、東水町、富士見一丁目、富士見二丁目、富士見三丁目、湯川一丁目、湯川二丁目、湯川三丁目、湯川四丁目、湯川五丁目、湯川新町一丁目、湯川新町二丁目、湯川新町三丁目、湯川新町四丁目、大字吉田、吉田にれの木坂一丁目、吉田にれの木坂二丁目、若園一丁目、若園二丁</p>	<p>月曜日及び木曜日</p>	<p>火曜日</p>

目、若園三丁目、若園四丁目、及び若園五丁目

石田町、石田南一丁目、石田南二丁目、石田南三丁目、大字石原町、大字市丸、大字井手浦、大字合馬、大字長行（一部）、大字頂吉、隱蓑、大字隱蓑、上石田一丁目、上石田二丁目、上石田三丁目、上石田四丁目、上曾根一丁目、上曾根二丁目、上曾根三丁目、上曾根四丁目、上曾根五丁目、上曾根新町、上貫一丁目、上貫二丁目、上貫三丁目、企救丘一丁目、企救丘二丁目、企救丘三丁目、企救丘四丁目（一部）、大字木下、大字朽網、朽網西一丁目、朽網西二丁目、朽網西三丁目、朽網西四丁目、朽網西五丁目、朽網西六丁目、朽網東一丁目、朽網東二丁目、朽網東三丁目、朽網東四丁目、朽網東五丁目、朽網東六丁目、葛原東一丁目、葛原東二丁目、葛原東三丁目、葛原東四丁目、葛原東五丁目、葛原東六丁目、葛原本町一丁目（一部）、葛原本町六丁目、葛原元町一丁目、葛原元町二丁目、葛原元町三丁目、大字小森、大字志井（一部）、下石田一丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、下曾根一丁目、下曾根二丁目、下曾根三丁目、下曾根四丁目、下曾根新町、下貫一丁目、下貫二丁目、下貫三丁目、下貫四丁目、新曾根、大字新道寺、大字曾根、曾根北町、大字曾根新田、曾根新田北一丁目、曾根新田北二丁目、曾根新田北三丁目、曾根新田北四丁目、曾根新田北五丁目、曾根新田北六丁目、曾根新田北七丁目、曾根新田南一丁目、曾根新田南二丁目、曾根新田南三丁目、曾根新田南四丁目、大字高津尾、大字田代、田原一丁目、田原二丁目、田原三丁目、田原四丁目、田原五丁目、田原新町一丁目、田原新町二丁目、田原新町三丁目、大字辻三、津田一丁目、津田二丁目、津田三丁目、津田四丁目、津田五丁目、津田新町一丁目、津田新町二丁目、津田新町三丁目、津田新町四丁目、津田南町、大字道原、大字徳吉、徳吉南一丁目、徳吉南二丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳吉南四丁目、中曾根一丁目、中曾根二丁目、中曾根三丁目、中曾根四丁目、中曾根五丁目、中曾根六丁目、中曾根新町、中曾根東一丁目、中曾根東二丁目、中曾根東三丁目、中曾根東四丁目、中曾根東五丁目、中曾根東六丁目、中貫一丁目、中貫二丁目、中貫本町、大字長野、長野一丁目、長野二丁目、長野三丁目、長野東町、長野本町一丁目、長野本町二丁目、長野本町三丁目、長野本町四丁目、西貫一丁目、西貫二丁目、大字貫、貫弥生が丘一丁目、貫弥生が丘二丁目、貫弥生が丘三丁目、貫弥生が丘四丁目、沼南町一丁目、沼南町二丁目、沼南町三丁目、葉山町一丁目（一部）、大字春吉、東貫一丁目、東貫二丁目、東貫三丁目、平尾台一丁目、平尾台二丁目、平尾台三丁目、舞ヶ丘一丁目、舞ヶ丘二丁目、舞ヶ丘三丁目、舞ヶ丘四丁目、舞ヶ丘五丁目、舞ヶ丘六丁目、南若園町、大字母原、八重洲町、

金曜日

	山手三丁目、大字山本、大字横代、横代北町一丁目、横代北町二丁目、横代北町三丁目、横代北町四丁目、横代北町五丁目、横代葉山、横代東町一丁目、横代東町二丁目、横代東町三丁目、横代東町四丁目、横代東町五丁目、横代南町一丁目、横代南町二丁目、横代南町三丁目、横代南町四丁目、横代南町五丁目及び大字呼野		
	大字石田、大字長行（一部）、長行西一丁目、長行西二丁目、長行西三丁目、長行西四丁目、長行西五丁目、長行東一丁目、長行東二丁目、長行東三丁目、蒲生一丁目、蒲生二丁目、蒲生三丁目、蒲生四丁目、蒲生五丁目、大字志井（一部）、志井一丁目、志井二丁目、志井三丁目、志井四丁目、志井五丁目、志井六丁目、志井公園、志井鷹羽台、下南方一丁目、下南方二丁目、高野一丁目、高野二丁目、高野三丁目、高野四丁目、高野五丁目、高野六丁目、徳吉西一丁目、徳吉西二丁目、徳吉西三丁目、徳吉東一丁目、徳吉東二丁目、徳吉東三丁目、徳吉東四丁目、徳吉東五丁目、徳吉南三丁目（一部）、徳力一丁目、徳力二丁目、徳力三丁目、徳力四丁目、徳力五丁目、徳力六丁目、徳力七丁目、徳力新町一丁目、徳力新町二丁目、徳力団地、長尾一丁目、長尾二丁目、長尾三丁目、長尾四丁目、長尾五丁目、長尾六丁目、大字堀越、大字南方、南方一丁目、南方二丁目、南方三丁目、南方四丁目及び南方五丁目	火曜日及び金曜日	月曜日
	企救丘四丁目（一部）、企救丘五丁目、企救丘六丁目、北方一丁目、北方二丁目、北方三丁目、北方四丁目、北方五丁目、志徳一丁目、志徳二丁目、下城野三丁目（一部）、下吉田一丁目、下吉田二丁目、下吉田三丁目、下吉田四丁目、星和台一丁目、星和台二丁目、中吉田五丁目（一部）、葉山町一丁目（一部）、葉山町二丁目、葉山町三丁目、春ヶ丘（一部）、日の出町一丁目、日の出町二丁目、守恒一丁目、守恒二丁目、守恒三丁目、守恒四丁目、守恒五丁目、守恒本町一丁目、守恒本町二丁目、守恒本町三丁目、山手一丁目及び山手二丁目		木曜日
若松区	老松一丁目、老松二丁目、大井戸町（一部）、北浜一丁目、北浜二丁目、北湊町（一部）、桜町、高須東一丁目、高須東二丁目、高須東三丁目、高須東四丁目、高須南一丁目、高須南二丁目、高須南三丁目、高須南四丁目、高須南五丁目、中川町、西園町（一部）、白山一丁目（一部）、浜町一丁目、浜町二丁目、浜町三丁目、本町一丁目、本町二丁目及び本町三丁目	月曜日及び木曜日	火曜日
	赤崎町（一部）、栄盛川町（一部）、上原町（一部）、北湊町（一部）、響南町、小石本村町（一部）、下原町（一部）、高須西二丁目（一部）、波打町、西小石町、原町、東小石町、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）		金曜日

	<p>青葉台西一丁目、青葉台西二丁目、青葉台西三丁目、青葉台西四丁目、青葉台西五丁目、青葉台西六丁目、青葉台東一丁目、青葉台東二丁目、青葉台南一丁目、青葉台南二丁目、青葉台南三丁目、赤崎町（一部）、大字蟹住、大字有毛、大字安瀬、大字安屋、大字大鳥居、大字小竹、大字乙丸、上原町（一部）、鴨生田一丁目、鴨生田二丁目、鴨生田三丁目、鴨生田四丁目、大字小石、小石本村町（一部）、小糸町、大字小敷、小敷ひびきの二丁目、小敷ひびきの三丁目、迫田町、大字塩屋、塩屋二丁目、塩屋三丁目、下原町（一部）、大字高須、高須北一丁目、高須北二丁目、高須北三丁目、高須西一丁目、高須西二丁目（一部）、大字竹並、棚田町、大字頓田、中畑町、大字畠田、畠田三丁目、花野路一丁目、花野路二丁目、花野路三丁目、大字払川、ひびきの、ひびきの南一丁目、ひびきの南二丁目、響町一丁目及び宮前町</p>	火曜日及び金曜日	月曜日
	<p>赤岩町、赤島町、今光一丁目、今光二丁目、今光三丁目、栄盛川町（一部）、大池町、大井戸町（一部）、大谷町、片山一丁目、片山二丁目、片山三丁目、上原町（一部）、くきのうみ中央、久岐の浜、新大谷町、大字修多羅、修多羅一丁目、修多羅二丁目、修多羅三丁目、童子丸一丁目、童子丸二丁目、西園町（一部）、西天神町、西畑町、白山一丁目（一部）、白山二丁目、白山三丁目、畠田一丁目、畠田二丁目、畑谷町、東畑町、東二島一丁目、東二島二丁目、東二島三丁目、東二島四丁目、東二島五丁目、深町一丁目（一部）、深町二丁目（一部）、藤ノ木一丁目、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、大字二島、二島一丁目、二島二丁目、二島三丁目、二島四丁目、二島五丁目、二島六丁目、古前一丁目、古前二丁目、南二島一丁目、南二島二丁目、南二島四丁目、宮丸一丁目、宮丸二丁目、山手町、山ノ堂町、百合野町、用勺町及び和田町</p>		木曜日
八幡東区	<p>河内一丁目、河内二丁目、河内三丁目及び田代町</p>	月曜日及び木曜日	金曜日
	<p>大字尾倉、尾倉一丁目、尾倉二丁目、尾倉三丁目、神山町、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁目、祇園四丁目、祇園原町、清田一丁目（一部）、清田二丁目、清田三丁目、清田四丁目、大字小熊野、山路一丁目（一部）、山路松尾町、昭和三丁目、槻田一丁目、槻田二丁目、天神町、西台良町、西本町一丁目、西本町二丁目、西本町三丁目、西本町四丁目、花尾町、春の町一丁目、春の町二丁目、春の町三丁目、春の町四丁目、春の町五丁目、東台良町、平野三丁目、帆柱一丁目、帆柱二丁目、帆柱三丁目、帆柱四丁目、帆柱五丁目、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、松尾町、桃園一丁目、桃園二丁目、桃園三丁目及び桃園四丁目</p>	火曜日及び金曜日	月曜日

	<p>荒手一丁目、荒手二丁目、荒生田一丁目、荒生田二丁目、荒生田三丁目、石坪町、猪倉町、祝町一丁目、祝町二丁目、枝光一丁目、枝光二丁目、枝光三丁目、枝光四丁目、枝光五丁目、枝光本町、大字大蔵、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵三丁目、大谷一丁目、大谷二丁目、大平町、大宮町、勝山一丁目、勝山二丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、川淵町、清田一丁目（一部）、景勝町、山路一丁目（一部）、山路二丁目、山王一丁目、山王二丁目、山王三丁目、山王四丁目、昭和一丁目、昭和二丁目、白川町、末広町、諏訪一丁目、諏訪二丁目、高見一丁目、高見二丁目、高見三丁目、高見四丁目、高見五丁目、竹下町、茶屋町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中尾一丁目、中尾二丁目、中尾三丁目、中畑一丁目、中畑二丁目、西丸山町、羽衣町、八王寺町、東田二丁目、東田三丁目、東鉄町、東丸山町、東山一丁目、東山二丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、藤見町、宮田町、宮の町一丁目、宮の町二丁目及び豊町</p>		木曜日
八幡西区	<p>相生町、青山一丁目、青山二丁目、青山三丁目、穴生一丁目、穴生二丁目、穴生三丁目、穴生四丁目、大字市瀬、市瀬一丁目、市瀬二丁目、市瀬三丁目、大畑町、岡田町、御開一丁目、御開二丁目、御開三丁目、御開四丁目、御開五丁目、大字上上津役、上上津役一丁目、上上津役二丁目、上上津役三丁目、上上津役四丁目、上上津役五丁目、上上津役六丁目、岸の浦一丁目、岸の浦二丁目、貴船台、京良城町、熊西一丁目、熊西二丁目、皇后崎町、河桃町、紅梅三丁目、紅梅四丁目、小鷺田町、大字小嶺、小嶺二丁目（一部）、小嶺三丁目、幸神一丁目、幸神二丁目、幸神三丁目、幸神四丁目、桜ヶ丘町、陣原一丁目、陣原二丁目、陣原三丁目、陣原四丁目、陣原五丁目、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、陣山三丁目、瀬板一丁目、瀬板二丁目、清納一丁目、清納二丁目、星和町、鷹の巣一丁目、鷹の巣二丁目、鷹の巣三丁目、竹末一丁目、竹末二丁目、茶売町、千代ヶ崎一丁目、千代ヶ崎二丁目、千代ヶ崎三丁目、筒井町、鉄王一丁目、鉄王二丁目、鉄童一丁目、鉄童二丁目、洞北町、中須一丁目、鳴水町、西王子町、西川頭町、西神原町、西鳴水一丁目、西鳴水二丁目、西曲里町、萩原一丁目、萩原二丁目、萩原三丁目、東王子町、東川頭町、東神原町、東鳴水一丁目、東鳴水二丁目、東鳴水三丁目、東鳴水四丁目、東鳴水五丁目、東曲里町、引野一丁目、引野二丁目、引野三丁目、樋口町、平尾町、別所町、別当町、本城一丁目、本城三丁目、本城四丁目、本城五丁目、本城東一丁目、本城東二丁目、本城東三丁目、本城東四丁目、本城東五丁目、本城東六丁目、町上津役東一丁目、</p>	月曜日及び木曜日	火曜日

町上津役東二丁目、町上津役東三丁目、南王子町、南八千代町、元城町、山寺町、夕原町、力丸町（一部）、割子川一丁目及び割子川二丁目

大字浅川、浅川一丁目、浅川二丁目、浅川学園台一丁目、浅川学園台二丁目、浅川学園台三丁目、浅川学園台四丁目、浅川台一丁目、浅川台二丁目、浅川台三丁目、浅川日の峯一丁目、浅川日の峯二丁目、浅川日の峯三丁目、浅川日の峯四丁目、浅川町、大字穴生、泉ヶ浦一丁目、泉ヶ浦二丁目、泉ヶ浦三丁目、医生ヶ丘、上の原一丁目、上の原二丁目、上の原三丁目、上の原四丁目、大字永犬丸、永犬丸一丁目、永犬丸二丁目、永犬丸三丁目、永犬丸四丁目、永犬丸五丁目、永犬丸西町一丁目、永犬丸西町二丁目、永犬丸西町三丁目、永犬丸西町四丁目、永犬丸東町一丁目、永犬丸東町二丁目、永犬丸東町三丁目、永犬丸南町一丁目、永犬丸南町二丁目、永犬丸南町三丁目、永犬丸南町四丁目、永犬丸南町五丁目、大浦一丁目、大浦二丁目、大浦三丁目、大平一丁目、大平二丁目（一部）、大平台、沖田一丁目、沖田二丁目、沖田三丁目、沖田四丁目、沖田五丁目、折尾一丁目、折尾二丁目、折尾三丁目、折尾四丁目、折尾五丁目、春日台一丁目、春日台二丁目、春日台三丁目、春日台四丁目、春日台五丁目、春日台六丁目、北鷹見町、楠木一丁目、楠木二丁目、光明一丁目、光明二丁目、さつき台一丁目、さつき台二丁目、里中一丁目、里中二丁目、里中三丁目、三ヶ森一丁目、三ヶ森二丁目、三ヶ森三丁目、三ヶ森四丁目、下上津役一丁目、下上津役二丁目、下上津役三丁目、下上津役四丁目、下上津役元町、自由ヶ丘、松寿山一丁目、松寿山二丁目、松寿山三丁目、大膳一丁目、大膳二丁目、鷹見台一丁目、鷹見台二丁目、鷹見台三丁目、鷹見台四丁目、東筑一丁目、東筑二丁目、塔野一丁目、塔野二丁目、塔野三丁目、友田一丁目、友田二丁目、友田三丁目、長崎町、中須二丁目、中の原一丁目、中の原二丁目、中の原三丁目、西折尾町、大字則松、則松一丁目、則松二丁目、則松三丁目、則松四丁目、則松五丁目、則松六丁目、則松七丁目、則松東一丁目、則松東二丁目、東折尾町、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、藤原一丁目、藤原二丁目、藤原三丁目、藤原四丁目、船越一丁目（一部）、北筑一丁目、北筑二丁目、北筑三丁目、堀川町、大字本城（一部）、本城二丁目、町上津役西一丁目、町上津役西二丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、的場町、丸尾町、三ツ頭一丁目、三ツ頭二丁目、光貞台一丁目、光貞台二丁目、光貞台三丁目、南鷹見町、美原町、美吉野町、森下町、八枝一丁目、八枝二丁目、八枝三丁目、八枝四丁目、八枝五丁目、養福寺町、力丸町（一部）、若葉一丁目、若葉二丁目、及び若葉三丁目

金曜日

	<p>池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、石坂一丁目、石坂二丁目、石坂三丁目、岩崎一丁目、岩崎二丁目、岩崎三丁目、岩崎四丁目、大平二丁目（一部）、大平三丁目、香月中央一丁目、香月中央二丁目、香月中央三丁目、香月中央四丁目、香月中央五丁目、香月西一丁目、香月西二丁目、香月西三丁目、香月西四丁目、上香月一丁目、上香月二丁目、上香月三丁目、上香月四丁目、吉祥寺町、楠北一丁目、楠北二丁目、楠北三丁目、大字楠橋、楠橋上方一丁目、楠橋上方二丁目、楠橋下方一丁目、楠橋下方二丁目、楠橋下方三丁目、楠橋西一丁目、楠橋西二丁目、楠橋西三丁目、楠橋東一丁目、楠橋東二丁目、楠橋南一丁目、楠橋南二丁目、熊手一丁目、熊手二丁目、熊手三丁目、黒崎一丁目、黒崎二丁目、黒崎三丁目、黒崎四丁目、黒崎五丁目、黒崎城石、紅梅一丁目、紅梅二丁目、小嶺一丁目、小嶺二丁目（一部）、小嶺台一丁目、小嶺台二丁目、小嶺台三丁目、小嶺台四丁目、大字木屋瀬、木屋瀬一丁目、木屋瀬二丁目、木屋瀬三丁目、木屋瀬四丁目、木屋瀬五丁目、下畑町（一部）、白岩町、陣山一丁目（一部）、陣山二丁目（一部）、菅原町、高江一丁目、高江二丁目、高江三丁目、高江四丁目、高江五丁目、田町一丁目、田町二丁目、茶屋の原一丁目、茶屋の原二丁目、茶屋の原三丁目、茶屋の原四丁目、千代一丁目、千代二丁目、千代三丁目、千代四丁目、千代五丁目、築地町、馬場山、馬場山西、馬場山原、馬場山緑、東石坂町、東浜町、藤田一丁目、藤田二丁目、藤田三丁目、藤田四丁目、船越一丁目（一部）、船越二丁目、船越三丁目、舟町、大字本城（一部）、本城学研台一丁目、本城学研台二丁目、本城学研台三丁目、町上津役西三丁目（一部）、町上津役西四丁目（一部）、真名子一丁目、真名子二丁目、棕枝一丁目、棕枝二丁目、屋敷一丁目、屋敷二丁目及び八千代町</p>	火曜日及び金曜日	月曜日
	<p>楠橋南三丁目、大字金剛、金剛一丁目、金剛二丁目、金剛三丁目、金剛四丁目、大字笹田、下畑町（一部）、大字野面、野面一丁目、野面二丁目、大字畑、馬場山東一丁目、馬場山東二丁目、馬場山東三丁目、星ヶ丘一丁目、星ヶ丘二丁目、星ヶ丘三丁目、星ヶ丘四丁目、星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目及び星ヶ丘七丁目</p>		木曜日
戸畑区	<p>牧山一丁目、牧山二丁目、牧山三丁目、牧山四丁目、牧山海岸、牧山新町、丸町一丁目、丸町二丁目及び丸町三丁目</p>	月曜日及び木曜日	火曜日
	<p>浅生一丁目、浅生二丁目（一部）、浅生三丁目、沖台一丁目、沖台二丁目、観音寺町、椎ノ木町、正津町、新川町、菅原一丁目、菅原二丁目、菅原三丁目、菅原四丁目、高峰一丁目、高峰二丁目、高峰三丁目、西大谷一丁目、西大谷二丁目、西鞘ヶ谷</p>		金曜日

町、初音町、東大谷一丁目、東大谷二丁目及び東大谷三丁目		
旭町、浅生二丁目（一部）、一枝一丁目、一枝二丁目、一枝三丁目、一枝四丁目、川代一丁目、川代二丁目、北鳥旗町、銀座一丁目、銀座二丁目、小芝一丁目、小芝二丁目、小芝三丁目、金比羅町、幸町、境川一丁目、境川二丁目、沢見一丁目、沢見二丁目、三六町、汐井町、新池一丁目、新池二丁目、新池三丁目、仙水町、千防一丁目、千防二丁目、千防三丁目、土取町、天神一丁目、天神二丁目、天籟寺一丁目、天籟寺二丁目、大字中原、中原西一丁目、中原西二丁目、中原西三丁目、中原東一丁目、中原東二丁目、中原東三丁目、中原東四丁目、中本町、東鞘ヶ谷町、福柳木一丁目、福柳木二丁目、南鳥旗町、明治町、元宮町、夜宮一丁目、夜宮二丁目及び夜宮三丁目	火曜日及び金曜日	木曜日

※かん・びん及びペットボトルの町ごとの収集曜日は、水曜日とする。